

介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款

事業者：介護老人保健施設 さくら

殿

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設さくら（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和____年____月____日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額80万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず支払いがされない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(虐待の防止)

第8条 事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ④ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ⑤ 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施し、担当者を設置します。
- ⑥ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第14条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設さくらのご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 さくら
- ・開設年月日 2004年4月1日
- ・所在地 厚木市上古沢1915
- ・電話番号046-250-0600 ・ファックス番号046-250-0511
- ・管理者名 施設長(医師)植原 哲
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1452980035号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設さくらの運営方針]

- ①施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理下における介護及び機能回復訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- ②明るく家庭的な雰囲気の中で利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるとともに、居宅における生活への復帰を目指すものである。
- ③地域や家庭との結びつきを重視した、開かれた施設運営を行い、市町村・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業者・介護保険施設・保健医療サービスまたは福祉サービス提供者等との密接な連携に努める。

(3) 施設の職員体制

職 種	従事するサービスの種類、業務内容	人 員
管理者	施設従業者及びその業務に関する管理	1名(医師兼務)
医 師	入所者の健康を維持管理および保健指導	1名(常勤 1名)
支援相談員	入所相談・生活指導・入所者の処遇支援	3名(常勤 3名)
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる生活支援	36名(常勤36名 非常勤3名)
正看護職員	入所者の健康管理、医療補助等生活支援	9名(常勤 6名 非常勤3名)
准看護職員	同 上	2名(常勤 2名)
リハビリ職員	身体機能の評価及びADLの改善指導	8名(常勤 8名)

栄養職員	入所者の栄養管理及び栄養指導業務	6名（常勤 6名）
調理員	栄養管理のもと入所者に合わせた調理	5名（常勤 5名 非常勤7名）
介護支援専門員	ケアプラン作成管理・関係機関との連絡調整	1名（常勤 1名）
事務職員	労務管理・総務に関する事務全般業務	5名（常勤 2名 非常勤3名）
その他の従業者	営繕全般その他送迎車両の運行	2名（非常勤2名）

（４）施設の職員体制

区 分	数 量 ・ 規 模		備 考
利用定員	100名		一般棟58名 認知症専門棟42名
居 室	4人部屋	13室（1室38㎡）	一般棟13室 認知症専門棟 6室
	2人部屋	5室（1室20㎡）	一般棟 1室 認知症専門棟 3室
	個 室	13室（1室13㎡）	一般棟 4室 認知症専門棟12室
食 堂	4室（289㎡）		一般棟・認知症専門棟 各2室
機能回復訓練室	2室（167㎡）		1階 ・ 2階 各1室
浴 室	3室（163㎡）		一般浴槽と特殊浴槽があります
便 所	35箇所		
洗面所	50箇所		
医務室兼静養室	1室（ 23㎡）		1階
家族介護教室	1室（ 36㎡）		2階
レクリエーションルーム	1室（ 56㎡）		2階
家族相談室	1室（ 22㎡）		1階

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～8時30分
昼食 11時30分～12時30分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（毎月第2土曜日）

- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人徳洲会 湘南厚木病院
 - ・住 所 厚木市温水118-1

 - ・名 称 医療法人鉄蕉会 亀田森の里病院
 - ・住 所 厚木市森の里3-1-1

- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人社団厚生会 妻田ナンバ歯科医院
 - ・住 所 厚木市妻田北1-2-3 メール妻田ビル2F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、原則的に食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は予約制にて各フロア所定の場所でお願ひします。
- ・外出・外泊は事前にご相談ください。
- ・飲酒・喫煙は事前に施設長（医師）の許可が必要になります。
- ・火気の取扱いは禁止です。
- ・所持品・備品等の持ち込みは入所案内（携帯品）を参照ください。
- ・多額の現金および貴重品の持ち込みは禁止です。
- ・病院受診は施設医の指示が必要になります。介護老人保健施設には常勤医がおり、病状安定期の要介護者が入所の対象であるため、みだりに医療機関へ受診することは認められていません。やむを得ず受診が必要な場合は、施設医の指示のもと受診の調整を行います。基本的には施設対応となり、受診料等一部は利用者負担になります。
- ・ペットの持ち込みは禁止です。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話046-250-0600）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関付近に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護について
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

区 分	金 額 (単 位)	内 容 の 説 明	
基 本 額 (個 室)	要介護1	804円	1日あたりの負担額
	要介護2	855円	
	要介護3	923円	
	要介護4	980円	
	要介護5	1,037円	
基 本 額 (多 床 室)	要介護1	886円	1日あたりの負担額
	要介護2	940円	
	要介護3	1,008円	
	要介護4	1,065円	
	要介護5	1,124円	
加 算 額	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	1日あたりの負担額
	夜勤職員配置加算	26円	
	療養食加算	26円	
	個別リハビリテーション実施加算	256円	
	認知症ケア加算	81円	
	若年性認知症利用者受入加算	128円	
	緊急短期入所受入加算	96円	
	重度療養管理加算	128円	

加 算 額	送迎加算	1 9 7 円	1 日あたりの負担額
	緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	5 5 3 円／1回	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	5 4 円	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 月の合計単位数×7.1%×10.68×1割		

2) その他の料金（全額、自己負担）※消費税を含む

- ◇食費、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費、居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく費用の上限となります。
- ◇食費及び居住費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《資料1》をご覧ください。
- ◇個室を利用される場合は居室費と別に特別な室料（水道光熱費）がかかります。多床室を利用される場合の水道光熱費は居室費に含まれます。

【利用希望サービス確認欄】

物品及びサービスの内容	利用料（円）	希望の有無
食 費 （朝食 541 円、昼食 780 円、夕食 707 円、 おやつ 156 円）	2,184 円／日	希望する・しない
特別な食費（起床時に提供するコーヒー）	50 円／杯	希望する・しない
特別な食費（10時に提供する飲み物など） ヤクルト・ヨーグルト・リンゴジュース ・牛乳から1つ選択	60 円／杯	希望する・しない
居住費（個室）	1,715 円／日	希望する・しない
特別な室料（個室を使用する際の水道光熱費）	1,580 円／日	希望する・しない
居住費（多床室 2人・4人部屋）	525 円／日	希望する・しない
タオル類のセット	Aセット 280 円／日	希望する・しない
	Bセット 320 円／日	希望する・しない
銀行振替手数料	99 円／回	希望する・しない
クラブ活動費	実費	希望する・しない
私物洗濯（週2回清潔保持のため回収）	550 円／回	希望する・しない
理美容	別紙料金表をご覧ください	
※介護保険負担限度額認定証	あり ・ なし	

(3) 支払い方法

- ・毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設さくらでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

《資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。
- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階】
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超の方など）
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

＜短期入所＞負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食費（短期）	300円	600円	1000円	1300円	2184円
居住費多床室	0円	430円	430円	430円	525円
居住費個室	550円	550円	1370円	1370円	1715円

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設さくらを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日 ㊦

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

㊦

(利用者の身元引受人) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

㊦

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

介護老人保健施設さくら
管理者 植原 哲 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】 ※上記と同様の方は氏名のみ記入。

・氏 名	(続柄)
・住 所	㊦
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】 ※上記と同様の方は氏名のみ記入。

・氏 名	(続柄)
・住 所	㊦
・電話番号	

